

令和7年度 池田市空き家等老朽木造住宅の 除却補助について（ご案内）

池田市では、地震などの自然災害による被害の軽減や住環境の改善を目的に、倒壊する恐れのある空き家等老朽木造住宅を除却される方に対し、除却費用の一部を補助しています。

※この補助金は、池田市既存民間建築物除却補助金によるものです。

補助金の額

- ☐ 20万円（定額補助）

ただし、除却費用が20万円未満の場合はその千円未満を切り捨てた額

◎ 補助を受けるには次の全ての要件が必要となります。

補助対象者

- ☐ 対象建築物の所有者（原則、法人は除く。）であること
- ☐ 市税を滞納していないこと
- ☐ 年間所得が1,200万円以下であること

補助対象建築物

- ☐ 一戸建てまたは長屋建ての木造住宅（2階建て以下）
- ☐ 昭和56年5月31日以前に建築されたもの
- ☐ 過去10年以内に市の補助を受けて改修等を行っていないもの
- ☐ 耐震性が不足しているもの（住宅の不良度判定評点100以上）

補助対象工事

- ☐ 建設業法第3条第1項の許可を受けている者または建設リサイクル法第21条第1項の登録を受けた解体工事業者による工事であること
- ☐ 対象建築物を全て除却する工事であること
- ☐ 申請年度の3月10日までに工事完了報告書を提出できる工事であること。

◎ 補助申請手続きの流れ

必ず事前に相談してください。

事前協議から補助金の受け取りまでの流れについては、以下をご参照ください。

① 事前協議

- ・ 補助対象の要件を満たしていますか？

← **【池田市】住宅の老朽の程度を確認。**

- ・ 補助対象の要件を満たす場合、住宅の不良度判定を行います。

← **【池田市】住宅の不良度判定**

- ・ 不良度判定評点 100 以上の場合、補助申請を受け付けます。

② 補助金交付申請（**受付期間 4 / 1 ～ 12 / 26。 ※予算の範囲内で終了。**）

- ・ 申請書類に不備はありませんか？

← **【池田市】補助金交付決定通知（申請受理後、約 2 週間）**

- ・ 決定通知までは、除却工事を行わないでください。

③ 工事着手（決定通知後 3 か月以内）

- ・ 工事着手後は、速やかに工事着手届を市に提出してください。

④ 工事完了

- ・ 工事完了後は、工事完了報告書を 3 月 10 日まで（土日祝の場合直近の平日）に市に提出してください。

← **【池田市】補助金の確定通知（完了報告受理後、約 2 週間）**

- ・ 除却工事の成果を審査させていただきます。

⑤ 補助金の請求（3 月末日までに提出してください。）

← **【池田市】補助金の交付（請求受理後、約 2 週間）**

- ・ ご指定の金融機関口座に振り込ませていただきます。

⑥ 補助金の受取り

◎ 手続きに必要なとなる書類

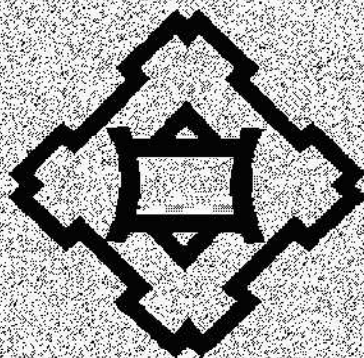
申請書等各様式(★)は、池田市ホームページでダウンロードすることが出来ます。

事前協議時	● 除却補助事前協議書 ※市役所担当窓口へお越しください。
補助金交付申請時	★ 補助金交付申請書(様式第1号) ● 補助対象建築物の所有者であることがわかる書類 (例: 建物の登記簿謄本、固定資産税納税通知書及び課税証明書など) ● 補助対象建築物の築年次、構造等がわかる書類 (例: 建築確認通知書、検査済証など) ● 申請者の所得及び市町村民税所得割額がわかる書類 (例: 市・府民税納税通知書、所得証明書、非課税証明書など) ● 補助対象建築物の現況写真、位置図等 ● 除却工事見積書 ※除却に係る金額を明確にしてください。 ● 除却工事施行者の建設業の許可通知書等(写し) ★ 納税状況確認に関する同意書(様式第2号) 【その他市長が必要と認める書類 ※該当する場合に必要】 ★ 他の所有者等からの同意書
着 手 時	★ 工事着手届(様式第5号) ● 工事契約書(写し) ● 工程表
完 了 時	★ 工事完了報告書(様式第10号) ● 除却後の写真 ※申請時の現況写真と同じ位置角度で撮影してください。 ● 工事費領収書(写し) ● 工事費請求明細書(写し)
補助金の請求時	★ 補助金請求書(様式第12号) ★ 口座振込依頼書(市指定の様式)

【参考】 住宅の不良度判定(老朽の程度に関する判定項目抜粋)

	老朽の程度			
	なし	小	中	大
柱	破損なし。	一部破損腐朽。	数箇所破損腐朽。	著しく傾斜。 崩壊の危険あり。
	0 点	2 5 点	5 0 点	1 0 0 点
外壁	破損なし。	一部下地露出。	著しく下地露出。	
	0 点	1 5 点	2 5 点	
屋根	雨漏りなし。	瓦の一部が剥離し 雨漏りしている。	瓦の大部分剥離。 一部崩落。	屋根全体が変形。
	0 点	1 5 点	2 5 点	5 0 点

※ 補助対象となる目安は、上記3項目の合算評点が100点以上です。



【担当課・問い合わせ先】

池田市役所 まちづくり環境部 都市政策課
〒563-8666

池田市城南1丁目1番1号 池田市役所6階
Tel.072-754-6283(直通)